主 文 本告抗告を棄却する。 理 中

本件抗告の理由は、別紙記載のとおりで、当裁判所は、これについて次のように 判断する。

二、 原決定全文を通読すれば、原裁判所は、前述のように、右判決の効力が当然第三者である平和相互銀行に及ばないことを判示した上、更に右確定判決正本が一つの文書として、抗告人主張のような取締役選任決議不存在の事実を疏明するに足る、いわゆる実質的証拠力を有するかどうかを説明するために、所論のように判示したものであることは明白である。

〈要旨第二〉口頭弁論期日に当事者の一方が出頭せず、かつ相手方の主張した事実を明らかに争わなかつたため、裁判所〈/要旨第二〉が、相手方の主張した事実を右の当事者において自白したものとみなし、この事実に基いて判決をした場合、この判決の既判力、執行力がいわゆる対席判決と何等異なるものでないことはいうをまたないが右判決正本が、その事実の存在を証明する文書としては、極めて薄弱な証拠力を有するに過ぎないことは、顕著な事実であるから、原決定が所論のように判示したのは相当であつて、抗告理由二も採用することができない。

(裁判長判事 小堀保 判事 原増司 判事 高井常太郎)